

東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の再生に向けた  
平成27年春季からの活動希望者の募集について（公告）

平成26年11月 5 日  
東北森林管理局長

下記のとおり、東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の再生に向けた活動希望者の募集について公告します。

記

第1 趣旨

東北森林管理局では、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生について、『みどりのきずな』再生プロジェクト」として、樹木の生育基盤を造成した上で順次植栽を行い、農地や居住地等に対する風害・潮害の防備や生活環境の保全に加え、津波の被害軽減効果も考慮した海岸防災林の再生に取り組んでいます。

平成25年の春からは、NPO、企業等の民間団体にもご協力いただき植栽等に取り組んでいただいています。

この度、来春から植栽等を行う箇所について、ボランティア活動により一定期間、協定に基づき継続的に植栽から保育までの森林整備活動等を行っていただく地方公共団体、民間団体を募集します。

なお、今後も工事の進捗に応じて、国有林の海岸防災林において同様の公募を行ってまいります。

第2 募集対象箇所の概況

(1) 所在地

宮城県東松島市大曲字新堀<sup>しんぼりむかい</sup>向 国有林 546林班チ、リ小班（別添1：位置図参照）

(2) 区域面積

約3.00ヘクタール（0.025ha×120ブロック＝3.00ha）

募集対象箇所は、防風柵で0.025ha（縦10m×横25m）のブロックに仕切られる予定であり、応募者数等に応じてブロック単位に区画します。活動面積は0.10ヘクタール（4ブロック）を最小面積とします。（別添2：植栽地の概要参照）

また、応募者多数の場合は面積配分等により調整させていただく場合もありますのでご承知おき願います。

なお、区域面積には防風柵等が含まれるため、植栽可能面積と異なります。

(3) 林況

対象箇所及びその周辺は、被災前は林齢120年生のクロマツ等を主体とする海岸防災林でしたが、東日本大震災に伴う津波により流失したため、治山事業により

生育基盤造成のため盛土等の工事が行われた箇所です。

(4) 交通アクセス

国道45号線から県道247号線を経て、上台交差点（T字路）から海側に向かい上浜橋を経て約300m先、東側。

(5) 特記事項

- ・募集対象箇所周辺では工事用大型車両の通行があります。
- ・駐車場はありませんので、作業時に自家用車等を乗り入れる際には、管理用道路に沿って縦列駐車をお願いすることとなります。
- ・施工地内及び周辺において、自生する動植物を採取することはできません。
- ・東松島市が定めた避難対象地域です。避難所と避難経路をあらかじめ確認して緊急時に備えて下さい。

### 第3 活動内容

対象箇所は、治山事業による海岸防災林（保安林）の復旧工事の事業区域の一部であり、将来的には、周辺地区の治山事業による施工箇所と一体となって、飛砂防備等の森林の防災機能を高度に発揮することが求められます。また、気象条件等が厳しいことから、確実に成林させるためには植栽後も保育等、継続的な手入れや経過観察が必要です。

このため、対象箇所においては、治山事業の意義・目的に即した植栽から下刈り等の保育までの森林整備活動等について、宮城北部森林管理署長と「社会貢献の森」の協定を締結した上で、ボランティア活動等により植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を越えるまでの5～10年間程度、継続的に保育まで行っていただくとともに、樹種・植栽本数・保育方法等については別紙3を踏まえて実施していただくこととなります。

また、活動希望申請書に記載してある活動内容であっても、その規模や手法等が国有林野の管理経営や公序良俗の維持に支障があると判断されるものについては、中止や原状回復をお願いすることがありますのでご留意願います。

### 第4 実施主体の資格要件

協定締結による国民参加の森林づくり活動の実施主体は、適切な活動の実施が可能と見込まれる地方公共団体又は民間団体とします。ただし、民間団体にあっては、次の全ての要件を満たすことが必要となります。

なお、個人での参加希望は受け付けませんのでご留意下さい。

- (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。

- (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
- (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
- (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納していないこと。
- (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
- (7) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
- (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。

## 第5 応募の手続きについて

### (1) 活動希望申請書の提出

上記第4の要件を満たし、対象箇所での活動を希望する地方公共団体又は民間団体は、別紙1の活動希望申請書に必要事項を記入の上、東北森林管理局宛てに郵送により提出して下さい。

【提出先】 〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 技術普及課（担当：緑の普及係）

### (2) 現地案内、森林づくり活動の構想の相談

対象箇所の現地案内を下記のとおり2回行いますので、参加を希望される場合は、あらかじめ宮城北部森林管理署まで別紙4を用いて郵送又はFAXにて案内日の前々日までにお申し込み下さい。

①現地案内開催日時：1回目 平成26年11月12日（水）13時～14時

2回目 平成26年11月26日（水）13時～14時

②集合場所：東松島市大曲 植栽予定地（別添3：現地案内集合場所位置図参照）

各自、自家用車等を用いて直接お越し下さい。

③集合時刻：各回とも開催日時の開始時刻

【現地案内申込先】 〒989-6166 宮城県大崎市古川東町5-32

宮城北部森林管理署（担当：森林技術指導官）

電話：0229-22-2074 FAX 0229-23-8624

また、森林づくり活動の構想等について、事前に東北森林管理局にご相談いただければ、構想が現地に即したものか、無理のないものかなど、適宜、技術的なアドバイス等を提供いたします。

【相談連絡先】 東北森林管理局技術普及課（担当：大沼）

電話：018-836-2214 fax：018-836-2012

## 第6 募集期間

平成26年11月5日（水）から平成26年12月5日（金）（当日必着）まで（1カ月間）

## 第7 実施主体の選定

実施主体については、上記第5で提出していただいた活動希望申請書の内容を確認の上選定しますが、応募者が多数となる場合等にあつては、必要に応じて、対象箇所の一区画あたりの面積と総区画数の調整や、応募者数等に応じた面積配分、複数者での連携した活動の要請等を行わせていただきます。この場合、必要に応じて、団体名、連絡先等を各応募者にお知らせする場合がありますので予めご了承願います。

なお、選定結果については、各応募者に通知するとともにホームページ等で公表いたします。また、選定された実施主体とは協定の締結までに打合せを行う予定です。

## 第8 「社会貢献の森」の協定締結

活動の実施に当たっては、実施主体と宮城北部森林管理署長との間で、別紙2を内容とする協定を締結していただきます。（当初の協定期間は宮城北部森林計画区第四次地域管理経営計画の計画期間である平成31年3月末までの概ね4年間となりますが、成林するまでの間《全体で5～10年間程度》、更新をお願いします。）

協定の締結は実施主体決定の通知から起算して14日（休日等を除く。）以内に行うようお願いします。

## 第9 留意事項

上記のほか、別紙及び以下の事項に留意の上、応募願います。

- （1）苗木調達、スコップ等の資機材の調達、協定期間中の補植・保育及び現地までの移動等の活動に要する一切の経費は、実施主体に負担していただきます。
- （2）対象箇所については、森林の所在する地域や活動構想等を踏まえて、実施主体において名称を付けることができます。
- （3）協定を締結し全体活動計画書を提出していただいた後には、協定及び全体活動計画書を公表いたします。
- （4）標識類は別紙5に示す範囲内で設置することができます。標識類を設置する場合は、標識類の設置計画を全体計画書に添付していただきます。
- （5）土壌改良や工作物設置の要望にはお応えできませんので、あらかじめご了承ください。
- （6）実施主体の要件との相違、活動希望申請書への虚偽記載、活動希望申請書及び全体活動計画書の記載内容と著しく異なる活動が明らかとなった場合は、協定を破棄するとともに、必要に応じて、その事実、団体名等を公表させていただきます。

す。

#### 第10 その他

海岸防災林の再生のために企業・NPO等が行う植樹活動の実施に向けての取組に対しては、海岸林再生への参加・支援の方法等の情報提供や活動地域、団体への専門家の派遣,助言等の支援があります。

詳しくは、公益社団法人国土緑化推進機構のポータルサイト海岸林再生Navi (URL : <http://kaiganrin.jp/>) をご覧下さい。

#### 第11 問い合わせ先

ご不明の点があれば、以下の問い合わせ先までご連絡願います。

住所：〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 技術普及課 (担当：大沼)

電話：018-836-2214